

緑茶抽出液の薬効・安全性に関する情報収集の結果について

1 情報収集を行った理由

緑茶抽出液は、平成14年に実施した調査^(注)において、都道府県からの多数の情報提供があり、病害虫防除に用いられている実態が明らかとなったところ。

また、インターネット上での検索によっても、緑茶抽出液の病害虫防除への利用例が確認することができることから、特定農薬としての指定の可否に必要な情報収集を優先的に進めて来たところ。

(注): 平成14年11～12月にかけて、「特定農薬に関連する農林業資材の募集」として、都道府県やインターネットを通じた調査を実施した結果、約2,900件の情報が寄せられ、とりまとめると資材数としては約740件となったところであり、この結果は資材の取扱いの検討等に活用。

2 対象とした使用方法等

平成14年度の調査時に緑茶抽出液についての情報提供のあった都道府県に対し、平成15年度にその詳細な使用方法等の情報提供を求め、その結果を踏まえ、緑茶抽出液の一般的な使用方法等を推定した上で、今回の情報収集においては、以下の内容による使用を対象とした。

品 質：市販されている緑茶の使用がほとんどであったため、T社製の煎茶を使用

使用時の濃度：情報提供があった使用時の濃度は様々であったが、標準的な濃度であり、その中で比較的高濃度であると考えられた、茶葉1g^ラ/熱湯1ℓ^リで15分間抽出した液を使用

対象害虫：様々な病害を対象とした使用に係る情報提供があったが、最も使用例が多かったうどんこ病を選定するとともに、使用例がある農作物のうち、試験が容易なきゅうりを選定

使用頻度・回数：茶葉1g^ラ/熱湯1ℓ^リの割合で15分間抽出した液を2日間隔で7～11回散布

想定される作用・効果：有効成分のカテキンやカフェインによるきゅうりうどんこ病に対する防除効果を想定

3 薬効に関する情報収集の結果

農薬的資材リスク情報収集事業により、上記の使用方法等に基づき、きゅうりうどんこ病に対する防除試験を実施したところ、防除価は40を下回り、実用的な効果は確認されなかった。また、別途、チャ炭疽病を対象とした防除試験に関する文献が得られたが、防除率(=上でいう防除価と同じ意味で用いられている)は、生茶葉を用いた場合に52.9という結果が1例得られた他は、同様に実用的な効果が確認されなかったとの結論であった。詳細は別紙1及び2のとおり。

4 人畜等への安全性に関する情報収集の結果

薬効が確認されなかったことから、農薬に該当しない可能性が高いと判断されるとともに、今回の試験で用いた緑茶抽出液は、飲用の濃度以下であり、長い食経験があることから、急性経口毒性試験、変異原性試験(Ames試験)及び90日間反復経口投与毒性試験の資料は不要と考えた。なお、緑茶抽出液の病害虫防除目的での使用により、過去に人の健康への影響を与えたとする報告はない。

5 水産動植物への安全性に関する情報収集の結果

別紙3のとおり、水産動植物への影響等に係る文献調査を行ったところ、緑茶用茶葉の抽出液の甲殻類への影響を調査した文献等において、安全性は高いと考えられた。